

平成１８年８月１０日（木）
午後１時２９分から３時１６分
宇都宮市役所１４大会議室

第２回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第2回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

・会長	佐藤 栄一			
・副会長	手塚 順一	手塚 照夫		
・委員	諏訪 利夫	山崎 守男	櫛淵 澄江	佐々木 英明
	築 郁夫	高梨真佐岐	松田 仁一	宇梶 清夫
	江連 功	古橋 正好	福嶋 邦夫	五月女伸夫
	白坂喜美雄	須藤 貢	高橋 栄一	平賀 貴子
	南木 昭男	小島 俊一	福田 正男	

2 欠席者

・委員	中村 祐司	沼田 良	斎藤 勝
-----	-------	------	------

3 出席した事務局職員等

・事務局長	浜崎 道夫	・事務局次長	鈴木 治
・総務部会長	五井洵治夫	・住民部会長	砂川 幹男
・保健福祉部会長	加藤 俊夫	・教育部会長	渡辺 孝夫
・政策審議室長	手塚 英和		

4 議 事

○ 報告事項

〔報告第5号〕 各種事務事業の取扱いについて

○ 審議事項

〔議案第14号〕 合併市町村基本計画について

〔議案第15号〕 一般職の身分の取扱いについて

〔議案第16号〕 財産の取扱いについて

〔議案第17号〕 特別職の身分の取扱いについて

〔議案第18号〕 条例，規則等の取扱いについて

〔議案第19号〕 事務組織及び機構の取扱いについて

〔議案第20号〕 一部事務組合の取扱いについて

〔議案第21号〕 公共的団体等の取扱いについて

〔議案第22号〕 慣行の取扱いについて

〔議案第23号〕 国民健康保険関係事業の取扱いについて

〔議案第24号〕 コミュニティ関係事業の取扱いについて

〔議案第25号〕 環境・清掃関係事業の取扱いについて

〔議案第26号〕 介護保険関係事業の取扱いについて

〔議案第27号〕 保健衛生関係事業の取扱いについて

〔議案第28号〕 学校教育関係事業の取扱いについて

〔議案第29号〕 社会教育関係事業の取扱いについて

○ その他

午後 1 時 2 9 分 開会

事務局〔浜崎事務局長〕

わずかに定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第 2 回宇都宮地域合併協議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、副会長を含む委員 24 人中 21 人のご出席をいただいておりますので、協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは初めに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長の佐藤栄一宇都宮市長よりごあいさつを申し上げます。

佐藤会長

皆さん、こんにちは。第 2 回目の宇都宮地域合併協議会にご出席をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。第 1 回目から余り日にちがたっていないこともあって、皆様方には日程の調整等、大変ご苦勞をお掛けしたかと思えます。そういう中で、こうして皆様方に今回またお集まりいただき、心から重ねて御礼を申し上げたいと思えます。

前回、第 1 回目の協議会におきましては、合併の方式、期日、また合併市町村基本計画の基本方針など合併の大枠についてご審議をいただいたところでございます。本日、第 2 回目の協議会におきましては、皆様方から様々なご意見をいただきまして、特に合併市町村基本計画の素案、また合併協定項目の具体的な内容を皆様方にはご審議を賜りたいと思っております。

今日は、大変長丁場になるかと思えますけれども、皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら進めて参りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

早速、会議に入らせていただきます。会議の議長は、協議会規約第 8 条第 3 項の規定に基づきまして、佐藤会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第 3 をご覧いただきたいと思います。「会議録署名委員の選任」をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、宇都宮市の櫛淵澄江委員と上河内町の宇梶清夫委員、お二人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第の 4 になります報告事項、報告第 5 号「各種事業事務の取扱いに

ついて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明をいたします。報告第5号「各種事務事業の取扱いについて」、会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号、「各種事務事業の取扱いについて」。各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について次のとおり調整したので報告する。「1、総務部会所管事務事業、2、住民部会所管事務事業、3、保健福祉部会所管事務事業、4、建設部会所管事務事業、5、上下水道部会所管事務事業（下水道関係を除く）、6、教育部会所管事務事業。」

2ページをお開きいただきたいと思います。ここに参考といたしまして、各種事務事業及び合併協定項目の取扱いについて説明をしております。

「各種事務事業の取扱い」でございますが、市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種事務事業の取扱いにつきまして協議、調整を行うこととなりますが、こうした各種事務事業につきましては、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項につきましては協議会において「報告事項」として取り扱うものでございます。

また、2の「合併協定項目の取扱い」についてでございますが、各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項につきましては、自治体の存立に関する基本的な事項や、市町村の合併の特例等に関する法律による「協議事項」とともに、「合併協定項目」として審議するものでございます。

それでは、「資料1」をご覧くださいと思います。別冊になってございます。右上に「資料1」と書いた資料がございます。

資料の1ページでございます。「各種事務事業の調整状況（総括表）」としてまとめております。

1の調整の状況についてでございますが、「事務事業総数2,065事業のうち、調整済みの1,786事業」について今回報告をするものでございます。「産業部会の198事業、上下水道部会のうち下水道関係の42事業、議会部会の39事業の合計279事業」につきましては第3回協議会で報告をする予定でございます。

2といたしまして、今回報告をいたします、1,786事業の内訳でございますが、「現行のまま新市に引き継ぐ」ものは、425事業。「原則として宇都宮市の制度を基準に、合併時に一元化する」ものとしては、1,152事業。「原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向づけを行い、新市に移行を速やかに調整する」ものは、110事業。

「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」ものは、65事業。「廃止の方向で調整する」ものは、34事業でございます。

申し訳ございませんが、参考資料として別に 1 枚ございます。こちらをご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各種事務事業（ 1, 7 8 6 事業）調整の主な例として記載をしてございます。「(1) 現行のまま新市に引き継ぐ」ものは、 4 2 5 件ございますが、法令や条例などにに基づき実施をいたしておりまして、合併後も新市の事務事業として扱うこととなるもののうち、各市・町間でサービス内容に差がないものや、特定の地域を対象とするもので、事業実施の必要性があり、新市において統一した対応をとることが適切でないものなどでございます。例といたしましては「住民登録・戸籍事務」で、これは 1 市 2 町で行われております。あるいは、「生活保護の相談・申請の受付」、これも 1 市 2 町で行われております。「重度心身障害者医療費助成」、これも 1 市 2 町で行われているものでございます。項目の右端に「資料 1 P 1 9 - 5 2」とか書いてございますが、これは資料でこの項目が記載されているところでございます。

「(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」もの、これは 1, 1 5 2 件ございます。「自治体の存立に関する事項」、あるいは「内部管理制度」など、また各市・町間でサービスの内容が異なる事務事業のうち事業実施の必要性があるものについて、合併時に一元化する内容のものでございます。例といたしまして、「技術革新の推進」、「外部委託の推進」などがございます。

「(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する」もの、これは 1 1 0 件ございます。各市・町間でサービス内容が異なるもののうち、宇都宮市の制度を基準に、合併時において一元化することが困難なものとして、「外郭団体の見直し」、「地域コミュニティセンター等管理運営」などがございます。

「(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」もの、これは 6 5 件ございます。これは宇都宮市の制度を基準に、合併後、直ちに一元化することで住民生活などに大きな影響を与えるもの、あるいは地域特性を有するものや事業実施の経緯などから、新市において統一した対応をとることが適切でないもののうち、事業実施の必要性のあるものについてこのようなまとめ方をしてございます。例といたしまして、「防犯灯の設置・管理補助金交付事業」、あるいは「水道料金（料金体系）」についてでございます。

「(5) 廃止の方向で調整する」もの、 3 4 件ございます。これは事業の趣旨、内容、有効性、あるいは財政に及ぼす影響などを考慮し、事業実施の必要性が小さいものについてまとめてございます。例といたしまして、「国民健康保険表彰制度」、「ごみ散乱防止ネットの無償貸与事務」などが挙げられます。

それでは、資料 1 の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました 1, 7 8 6 事業につきまして、部会別に事業ごとの調整の

方向性を掲載してございます。２ページにつきましては、「総務部会」の事務事業の調整案を掲載しております。表の右端に、現在その事業が実施されている市・町を丸印で表示しておりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。５２ページまでこの報告が続いてございます。

次に、５３ページをお開きいただきたいと思います。先ほどご説明いたしました、第３回以降に報告をいたします２７９事業につきまして、「調整中の事務事業一覧」ということで載せてございます。これにつきましては、調整が済み次第、第３回協議会において報告をさせていただきたいと思います。

以上で報告第５号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。報告第５号「各種事務事業の取扱いについて」、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにございませんので、報告第５号はご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、報告第５号はご承認いただけたものといいたしたいと思います。

続きまして、審議事項に移らせていただきます。

会議次第５の審議事項、議案第１４号「合併市町村基本計画について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔手塚政策審議室長〕

資料３ページをお開きいただければと思います。

議案第１４号「合併市町村基本計画について」、合併市町村基本計画（素案）については次のとおりとする。恐れ入ります、資料は半分後半になりますけれども、「資料２－１」と「資料２－２」という形で、「資料２－１」が本編でございます。「資料２－２」が本編の概要版でございます。説明につきましては、「概要版」に基づきさせていただければと思います。

「合併市町村基本計画（素案）」の概要でございます。合併市町村基本計画につきましては、第１回協議会におきましてご承認いただきました「策定方針」に基づき作成したものでございまして、県との事前協議の資料になるものでございます。去る８月８日、幹事

会の議を経まして資料をまとめてきたところでございます。本日、ご協議いただきまして、内容が承認されましたならば、直ちに県と事前協議に入っていきたいと思っております。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

「(1) 新市まちづくりの基本姿勢と主要課題」のところでございますが、「計画の策定に当たって」、「 - 1 計画策定の趣旨」でございますが、合併後の円滑な市政の運営の確保と均衡ある発展を図るための基本方針として策定するものです。新市の速やかな一体性の確立、住民福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標と施策を明らかにするものでございます。「計画の期間」につきましては、合併する年度と、それに引き続く 10 力年ということで、平成 18 年度から平成 28 年度としております。

「合併の背景と目的」であります。が、「(1) 日常生活圏と一体的な行政経営」を図るために合併を行う。また、「(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充」、「(3) 少子・高齢化と人口減少への対応」、「(4) 地域の経済・産業の振興」、これらを図っていくためには一定規模以上の組織、財政規模を備えるために合併を行っていく。

「 - 3 新市のまちづくりの基本姿勢」でございます。「(1) 地域のそれぞれの特性を踏まえた新たなまちづくり」を進めていこう。それぞれの個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進、住民にできるだけ身近なところで行政サービスを展開していこう。

「(2) 地域に根ざした自治の拡充」ということで、地域住民の皆さんの参加と協働、市民協働によるまちづくりの推進。それから、地域自治制度、今回、新たに構築するわけですが、それを構築した上での住民自治の拡充。

「(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進」ということで、合理的な公共施設の統廃合、あるいは適正配置、また選択と集中に基づきます重点的な公共投資の推進によりまして、効率的で健全な財政運営を確保していく。

「(4) 自治体能力の向上」ということで、分権の時代にふさわしい自治体での政策形成能力の強化などによる能力の向上を図っていく。

下の欄に移りますが、1 市 2 町を含めました「現況」と、10 年後の「新市の社会経済の見通し」について推計を行ったものでございます。左側が平成 17 年現在のもので、右側が平成 28 年のものを主な数値として扱ってございます。

位置と地勢、歴史的特性は飛ばさせていただきます、「人口・世帯数」でございます。右側の将来の「見通し」のほうをご覧いただければと思いますが、平成 28 年には 1 市 2 町、新しい市は全体で 51 万 2,000 人程度になるのではないかと。現在、50 万 2,000 人ですから、約 1 万人程度増加するのではないかと。ただし、括弧書きにありますように、その 1 年前、平成 27 年に実は 51 万 2,800 人程度になりまして、新市としての人口のピークは 27 年に迎えて、それ以降は減少傾向になるのではないかと。宇都宮地域におきまして、平成 27 年をピークに人口減少社会に入っていくのではないかと見通して

いるところでございます。

「世帯数」であります。平成17年が19万6,000世帯余でございますけれども、約2万世帯増えまして、21万5,000世帯ほどになるのではないかと。1世帯当たりの人数につきましては、2.55人から2.39人という形で、世帯当たりの人数は少なめになっていくのではないかと見込んでおります。

「年齢構造」でございますが、特に老年人口、65歳以上の方の人口に占める比率でございますが、17年度は16.3%でございますが、平成28年には23.7%、ほぼ4人に1人の方が65歳以上となる超高齢社会を、宇都宮地域としては迎えるのではないかと予想しているところでございます。

次に、「交流人口」でございます。昼間人口と夜間人口の比率でございますが、比率は106.9ポイントで、平成17年から28年、ほぼ同じぐらいの数値で推移するのではないかと。昼間人口につきましては、夜間人口が一番上にあります51万2,200人ですが、約3万5,000人ほど多い54万7,000人が市内で活動されるのではないかと考えております。

次に、「経済の見通し」であります。「経済規模」におきましては、平成17年、2兆7,000億円程度であったものが、3兆600億円ほどになるのではないかと。就業人口につきましては、平成17年は28万人ちょっとでございますけれども、やや減りまして27万6,000人程度になるのではないかと見込んでいるところでございます。

こういった見通しでございますが、まちづくりを進めていく上での資源と主要課題について整理したものが1ページ目の右側でございます。

「 - 3 まちづくりの資源と主要課題」、「(1) 地域特性及び資源」、「地理的条件、自然環境」ですが、東京から100キロ圏にある、それから鬼怒川、田川などの河川、丘陵地帯という自然景観に恵まれている。「地域の資源」であります。中心市街地における商業、業務などの高次の都市機能、それから自然景観や祭り、伝統などの歴史・文化資源、農・工・商のバランスのとれた産業構造、それから高等教育機関や産業支援機関の集積、首都圏との広域ネットワーク、東北縦貫道や北関東横断道、新幹線など交通の結節点としての機能、こういった資源を本地域は有しております。

当面、対応しなければならない課題を整理したものが、「(2) まちづくりの主要課題」でございます。1つ目の大きな括りは、「新市の一体性と均衡ある発展の確立」を目指していく必要がある。そのために、「総合的な交通体系の整備」ということで、新市の一体性の確保と地域間交流のための幹線道路網の整備、それから新交通システムの導入。

「情報ネットワークなどの形成」でございますが、公共施設間の情報ネットワークの整備などを含めたネットワークの形成。

「良好な生活環境の整備」ということで、これまで宇都宮地域におきましては上下水道、ごみ処理施設など、これまで社会資本の形成に一体的に取り組んでまいりましたが、

これに加えて、地域主体によります防災対策の強化、水と緑に親しめる場の整備などが必要ではないか。

でございますが、少子化、高齢化が進展していく中で、安心して子供が産める、また高齢者の方々が元気で生活ができる、そういった社会環境を確保していくための「保健・福祉サービスの水準の維持・向上」。

2つ目の大きな括りでありますが、「個性と特性を生かした地域づくり」ということで、「個性のある地域づくり」。それぞれ有しております歴史、文化、伝統などの個性、資源を生かした上で地域づくりを推進する。また、コミュニティの維持・再生に十分配慮した安全、安心なまちづくり。

「教育環境の充実」ということで、家庭や地域の教育力の向上、さらには地域や学校との連携を図りながら21世紀を担う子供たちの健全な育成、それから産業を担う人材の育成、これらの教育環境の充実が課題ではないか。

3つ目の大きな括り、「新市の活力の維持・向上」ということで、社会資本の整備や産業の振興の分野でございますが、「新市の拠点性の向上」。中心市街地における活性化とか拠点整備、広域交流機能の充実・強化、周辺地域における生活環境の整備。

「経済・産業・観光の振興」でございますが、農業、工業、商業、それから観光の振興策が必要ではないかということで課題を整理したところでございます。

恐れ入ります、次のページをお開きいただければと思います。

「(2) まちづくりの目標と基本方針」でございます。新しい宇都宮市はどういったまちのイメージを持って進めていくのか、将来像をキーワード的にまとめたものでございます。市民、地域、都市ということでまとめてみたものでございます。「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力をはぐくむ都市 うつのみや」をまちづくりの将来像として掲げたいと考えております。

将来像を具体化していくための施策の体系の考え方でございますが、右側の矢印をご覧くださいと思いますが、1つ目が「一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり」、2つ目が「個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり」、3つ目が「人、モノ、情報が活発に交流するまちづくり」、これを新市の将来像を具体化していくための施策の体系の大きな3本の柱と考えております。

この3本の柱をもう少し具体的にしたものが右側の大綱でございます。1つ目の大きな柱立てでございますが、「一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市の創造」につきましては、「(1) 快適に移動できるまちづくり」ということで、道路のネットワークや新交通網を含めた公共交通のネットワーク。「(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり」ということで、廃棄物、上下水道、生活排水、緑に親しめる環境づくり、災害に強いまちづくり、地域情報化の推進。「(3) 健康福祉の分野」でございますが、保健・医療・福祉の連携のとれたサービス、バリアフリーのまちづくり、高齢者・障がい者の福祉サービスの充

実、子育て関係、生活衛生の向上。

2つ目の大きな柱立てでございますが、「個性と特性を生かした地域づくり」ということで、市民主体、あるいは市民協働のまちづくりを進めるための柱立てでございますが、(1)は、「市民・地域自治を培うまちづくり」ということで、市民主体のまちづくり、個性ある地域づくり、市民に身近な行政。(2)は、いわゆる教育関係の分野でございますけれども、「豊かな人間性を育むまちづくり」ということで、学校教育、生涯学習、地域文化、生涯スポーツ、こういった体系でございます。

次に、3つ目の大きな柱立てでございますが、都市基盤と産業振興の部分を取っているところでして、「人、モノ、情報が活発に交流する活力の創造」。(1)として「魅力とにぎわいのあるまちづくり」ということで、拠点関係を都市拠点と地域拠点の2つに分けて、それぞれ向上する施策。(2)が産業振興の部分で、「豊かで活力のあるまちづくり」ということで、商業、工業、農林業、観光の分野についての振興策を扱う体系としたところでございます。

この全体的な体系を展開するに当たりまして、土地利用に関する基本的な考え方を左側にまとめたところでございます。「 - 2 土地利用の基本方針」といたしまして、「住宅地」、「商業・業務地」、「工業地」、「農業地」、「森林地」の用途地域ごとに土地利用の考え方を示したものでございます。これについては省略をさせていただきます。

恐れ入ります、次のページをお開きいただければと思います。先ほどご説明申し上げました施策の大綱の中で取っているものの中で、主要な事業も含めまして、現在の宇都宮市、上河内町、河内町の3つの地域それぞれがどういう将来像を目指すのか。その将来像と、将来像を具体化するための方針、さらに主要施策事業、地域ごとにまとめたものが次のページの資料でございます。

「 地域別計画」につきましては、地域の発展方向と取り組みを示し、「地域の主体的なまちづくりの指針」とするためにつくるものでして、今、申し上げました宇都宮市、上河内町、河内町の3つの地域ごとに整備をしていこうとするものでございます。

それでは、各地域の内容についてご説明申し上げます。

まず、「(1) 宇都宮地域」でございます。宇都宮地域における目標は、「高次の都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」です。これを具体化していくための方針でございますが、高次の都市機能を有し、多くの人々が訪れ、過ごす、北関東の中核拠点としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化などの都市機能の拡充・強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や、環境の整備を推進するという考え方に基きまして、具体的には、主要施策・事業にありますように、「都市計画道路の整備」や「新交通システムの導入」、「上下水道拡張事業」や「高齢者福祉施設整備事業」、「コミュニティセンター整備事業」、学校関係では「小中学校の校舎や体育館、図書館の整備」。都市基盤関係で申し上げますと、「駅東口地区整備事業」、「市街地再開発

事業」，産業環境では「次世代モビリティ産業集積促進事業」。これらの事業を主要施策・事業として考えているところでございます。

次に，「(2) 上河内地域」でございますが，地域の目標像を「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」といたしまして，地域づくりの基本方針といたしましては，水と杜に育まれた自然と人が共生し，安心して暮らすことができる生活環境が整い活力と魅力あふれる地域となるよう，快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに，地域農業振興と住民生活を支援する地域環境の整備を推進する。主要な事業につきましては，「道路新設改良事業」，「スマートインターチェンジの恒久設置事業」，「上水道事業統合整理」，「公共下水道整備事業」。それから，放課後の児童預かり対策といたしましては，「児童の健全育成環境の整備」。それから，学校関係では校舎，体育館，生涯学習センター，現在の「中央公民館や体育館の改修」を行っていくという事業でございます。また，都市基盤関係では，「中里原土地区画整理事業の推進」。産業関係では，「農産物直売所等の整備」とか，「農林道の整備」。それから，「梵天の湯」でございますけれども，「地域交流館再整備事業」。

次に，「(3) 河内地域」でございますけれども，地域の目標像といたしましては「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」を掲げております。地域づくりの基本方針につきましては，豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した，暮らしやすく，触れ合い交流に満ちた地域となるよう，都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに，スポーツ・レクリエーションなどの高い公共機能を有する施設整備を推進する。主要な施策・事業であります，「道路新設改良事業」，「公共下水道整備事業」，それから「地域自治拠点整備事業」，これは庁舎の再整備関係をイメージしている事業でございます。学校関係では校舎，体育館，プールの「整備事業」，それから「中央公民館の改修整備事業」，「総合運動公園整備事業」。岡本駅周辺におきましては「土地区画整理事業」や，駅の東西の連携も含めました「周辺整備事業」。さらに，「農村公園等の整備」や「農道整備事業」，これらを主要な施策事業として計上しようと考えているところでございます。

右側の欄に移っていただければと思いますが，1市2町の取組だけではなくて，県の事業につきましても，合併後のまちづくりを円滑に進めていくために必要ではないかということで盛り込んでいるものでございます。「 - 2 栃木県の事業」の欄をご覧いただければと思いますが，「広域交通ネットワークの充実」ということで，現在の1市2町を結ぶような道路，さらにもう少し広域に考えまして北関東自動車道の整備促進によります，広域交通ネットワークの充実。「ゆとりと安心のある都市環境の整備」ということで，県による公園とか河川の整備，さらには新しい市が行います下水道関係等への支援。次に，「高次都市機能を有する都市拠点の形成」につきましては，JR宇都宮駅東地区における拠点施設への参画，あるいは新交通システム導入に関する取組。「研究開発機能などの集

積，地域産業の高度化の支援」につきましては，宇都宮地区におきますテクノポリスセンターや，東谷・中島地区における産業支援機能の充実。農林業関係では生産基盤の整備等でございます。

これら全体的な事業を受けまして，計画において踏まえるべき事業として整理したものが，「公共施設の適正配置」でございます。これまで1市2町がそれぞれまちづくりを進めてまいりましたけれども，同種施設の重複が予想されますことから，市民生活に急激な変化を及ぼさないように，利便性や地域の特性・バランスに十分配慮することを基本としながら，場合によりましては機能の複合化・集約化など，経営的視点にも立ちまして公共施設の適正な配置を進めていきたい。なお，支所となる庁舎につきましては，地域自治制度の拠点として円滑な運用が図れるよう，必要な施設整備を行っていかうとするものでございます。

次に，「財政計画」の見通しでございますが，新市における健全な財政運営を継続することを基本としながら推計をしたものでございまして，11年間の財政規模の合計につきましては，約1兆8,300億円程度を見込んでおります。そのうち，投資的な経費として充当できるのは3,190億円程度ではないかと見込んでおります。全体の合計額の約17.4%程度を投資的な経費に充当できるのではないかと見込んだところでございます。

最後に，「基本計画の推進方策」についてでございますけれども，「-1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充」ということで，上河内，河内地域におきましては，地域自治を推進する拠点としての「地域行政機関」，それと地域の総意を行政に反映させる「住民代表組織」をそれぞれの地域に設置していかう。宇都宮地域におきましては，現在の地区市民センターを拠点として機能を拡充・強化していかうではないか。

「-2 パートナシップ型まちづくりの推進」ということで，市民，民間団体，地域，あるいは事業者など，さまざまなまちづくりの主体が協働してまちづくりを進めていくためのルールづくり，あるいは役割分担の明確化を図っていかうではないか。

最後に「-3 計画の具体化と変化への対応」でございますが，この基本計画につきましては，合併後のまちづくりの基本的な指針，方針を表したものでございますので，今後，作成いたします新市の「総合計画」，さらには一番具体的な計画であります「実施計画」の策定などを通して，より詳細な事業内容とか事業の量，スケジュールについては実施計画の中で明らかにしていきたい。また，財政運営関係につきましては，国・県補助は積極的に導入を図っていかう。ただし，「合併推進債」など起債につきましては，本来にまちづくり，あるいは財政運営上有効である場合に限って活用したらどうかと考えているところでございます。

主要事業につきましていろいろ盛り込んであるわけですが，今後の事業内容につきましては28年度までの計画期間中にも常に見直しを行いまして，時代の変化に対応し

た戦略的な政策展開ができるように、それぞれ積極的に推進していきたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。「合併市町村基本計画」につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。議案第14号「合併市町村基本計画について」、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ご異議がありませんので、議案第14号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第15号「一般職の身分の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

総務部会長を務めております、宇都宮市行政経営部長の五井渕でございます。議案第15号「一般職の身分の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1 一般職の職員（教育長を除く）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。」

「2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1市2町の長が協議して別に定める」ことといたしました。職員数につきましては、現在、各市・町において定員適正化計画を策定しているところでございますけれども、合併後、速やかに新市における新たな計画を策定する。そういった適正化を図る必要がありますことから、協定文案にその旨を記載してございます。

次に、1市2町の現状についてでございますが、恐れ入ります、「資料3」、「参考資料」と書いたものがお手元にあるかと思いますが、ご覧いただきたいと存じます。資料3、参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。「平成18年4月1日現在の職員数」、「職員定数」、「平均年齢」、「平均給料月額」、「職員一人当たり人口」を記載してございます。なお、次の2ページに新潟市、長野市等、「先進事例」を記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと存じます。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局案の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。いかがでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。議案第 15 号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第 15 号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第 16 号「財産の取扱いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第 16 号「財産の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「上河内町、河内町の財産（権利及び義務を含む。）はすべて宇都宮市に引き継ぐ」ことといたしました。

具体的な内容でございますが、参考資料の 3 ページをご覧くださいと思います。3 ページには、財産のトータルの状況を平成 18 年 3 月 31 日現在で集計したものを掲載してございます。

恐れ入ります 4 ページをご覧くださいと思います。「1. 公有財産」のうち、（1）の「土地・建物」につきましては記載のとおりでございます。行政財産、普通財産別に記載してございます。

5 ページをご覧くださいと存じます。（2）の「山林」につきましては、宇都宮市と上河内町が保有してございます。上河内町山林には、県立白楊高校との分収契約林などがございます。

（3）の「物件」でございますが、宇都宮市では都市下水路の地上権と温泉権を所有してございます。また、上河内町におきましても、保育園の地上権、それと温泉権を保有してございます。

（4）の「無体財産権」でございますが、宇都宮市の著作権、それと出版権でございます。

（5）の「有価証券」は、宇都宮市の株券でございます。

（6）の「出資による権利」につきましては、1 市 2 町とも出資金及び出損金がございます。

6 ページをお開きいただきたいと存じます。「2 . 物品」につきましては、各市長の決算書に登載された 1 件 5 0 万円以上の品目を集計したものでございます。

次に、「3 . 債権」につきましては、宇都宮市の奨学資金や母子寡婦福祉資金の貸付金であります。

7 ページをご覧いただきたいと存じます。「4 . 基金」につきましては、1 市 2 町とも現金や土地を保有しておりますが、宇都宮市と河内町ではそれ以外に有価証券等を保有しております。また、宇都宮市では、その他（2）に記載のとおり、「山林、立木」を保有しております。

なお、「先進事例」、「関係法令」につきましては 8 ページに記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。議案第 1 6 号でございます。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。議案第 1 6 号「財産の取扱いについて」、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第 1 6 号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第 1 7 号「特別職の身分の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第 1 7 号「特別職の身分の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。」

「2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定める」ことといたしました。

具体的な内容でございますが、参考資料の 9 ページをご覧いただきたいと存じます。1

市２町の現状として、常勤特別職の種類を記載してございます。

また、１０ページから１３ページにかけて「先進事例」、「関係法令」等について記載してございます。参考にいただければと存じます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりましたが、議案第１７号につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思います。ございませんか。よろしいですか。

ほかにありませんので、皆様にお諮りをしたいと存じます。議案第１７号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第１７号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第１８号「条例、規則等の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第１８号「条例、規則等の取扱いについて」、ご説明いたします。

まず、議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「宇都宮市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行う」とこといたしました。合併方式が「編入合併」でありますことから、合併後は編入される上河内町及び河内町の条例、規則等は失効し、編入する宇都宮市の条例、規則等が適用されることになります。そこで、現在協議中であります事務事業の取扱い等の調整結果を踏まえ、宇都宮市の条例、規則等に反映させていくため、必要な体制等の措置を講じようとするものであります。

「先進条例」、「関係法令」につきましては参考資料の１５ページに記載しております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

議案第１８号でございます。「条例、規則等の取扱い」について、皆様方からご意見、ご質問をいただきたいと思います。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第１８号、原案のとおり決定し

てよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第１８号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第１９号「事務組織及び機構の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第１９号「事務組織及び機構の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「１ 現在の上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。」

「２ 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないように配慮しつつ、段階的に見直しを図る。」

「３ 上河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する」ことといたしました。

なお、「先進事例」、「関係法令」等につきましては、参考資料の１７ページに記載しております。また、１市２町の組織機構の現状を１８ページ及び１９ページに記載してございます。１８ページ、１９ページに１市２町の「組織機構の現状」を記載してございます。２０ページから２２ページには「附属機関」について記載をしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。皆様方からご意見をちょうだいしたいと存じます。ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第１９号についてお諮りをいたしたいと思います。議案第１９号「事務組織及び機構の取扱いについて」、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第１９号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第２０号「一部事務組合の取扱いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第２０号「一部事務組合の取扱いについて」，ご説明いたします。

議案の内容でございますが，本文中に記載のとおり，「１市２町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち，２町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し，１市２町が該当するものについては新市として引き続き加入する」ことといたしました。

主な内容であります。参考資料の２３ページをお開きいただきたいと存じます。１市２町が加入している「栃木県市町村総合事務組合」で共同処理している事務のうち，消防組織法第１５条の７第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害賠償などや，２４ページ，の中ほどに記載してございますが，「栃木県自治会館の設置，管理及び運営の事務」につきましては新市として引き続き加入し，に記載の「２町のみが加入している地方自治法第２０４条第２項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給，及び地方公務員災害補償法第７章に規定する市町村の議会の議員の公務上又は通勤による災害に対する補償の事務」については，合併の日の前日をもって脱退することといたしました。

先進事例，関係法令等につきましては，参考資料の２５ページに記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきたいと存じます。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。ご意見，ご質問等ありましたら，お願いをいたしたいと存じます。よろしいですか。

それでは，お諮りをしたいと存じます。議案第２０号につきましては，原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので，議案第２０号「一部事務組合の取扱いについて」，原案のとおり決定をさせていただきました。

続きまして，議案第２１号「公共的団体等の取扱いについて」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第２１号「公共的団体等の取扱いについて」，ご説明いたします。

議案の内容でございますが，本文中に記載のとおり，「公共的団体等については地方自治法第１５７条に規定する総合調整権を長が有することから，新市の速やかな一体性の確

立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として合併時に統合するよう調整に努める」ことといたしました。

「市町村の合併の特例等に関する法律」、第 65 条第 7 項では、長期間にわたり合併関係市町単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性確立の面からも好ましくないことから、合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合、整備を図るよう努めなければならないとされております。このため、原則として合併時に統合するよう調整に努めることといたしました。

「1 市 2 町における公共的団体等の主な例」として、参考資料 26 ページから 28 ページに主な例を掲載しております。

なお、29 ページ、30 ページには、「先進事例」、「関係法令」等を記載してございます。26 ページから 28 ページに「主な団体の事例」を掲載し、29 ページから 30 ページに「先進事例」、「関係法令」等を記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第 21 号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等をちょうだいしたいと思います。これは、「原則として合併時に統合するように調整を図りながら、速やかに努めていく」ということでございますので、皆様方に今後ともご協力をいただきたいと思います。この件につきましてはよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、異議がありませんので、議案第 21 号についてお諮りをしたいと思います。原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第 21 号「公共的団体等の取扱いについて」につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第 22 号「慣行の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第 22 号「慣行の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「宇都宮市の制度に統一する。なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する」とこといたしました。合併方式が「編入合併」であることによりまして、慣行につきましては基本的に「宇都宮市の制度に統一」されるものであります。しかしながら、各町における慣行を廃止するものではなく、引き続き地域のシンボルとして、例えば「町の花」、「町の木」、「町の鳥」などの慣行を継承していこうとするものであります。

参考資料の３１ページから３４ページにかけまして、１市２町の慣行の例を記載してございます。「市章」、「町章」、「市民憲章」、「町民憲章」、あるいは「市や町の歌」、「木」、「花」、「鳥」などを掲載しているものでございます。

３５ページには「先進事例」につきまして記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ただいま議案第２２号につきまして説明が終わりました。ご意見、ご質問等をちょうだいしたいと思います。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りいたします。議案第２２号につきましては、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第２２号は原案のとおり決定をさせていただきます。

ここで、１時間少々過ぎましたので、暫時休憩をとらせていただきたいと思います。約１０分、再開はこの会場の左手の時計で午後２時４０分からといたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

午後２時３１分 休憩

午後２時４０分 再開

議長〔佐藤会長〕

それでは、再開をさせていただきたいと思います。議案第２３号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔砂川住民部会長〕

住民部会の部会長であります、宇都宮市自治振興部長、砂川でございます。それでは、

早速、議案第23号、「国民健康保険関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

国民健康保険関係の事務については、本文中に記載があるとおり、「1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する」ことといたしました。

引き続きまして、国民健康保険関係事業に関する宇都宮市、上河内町、河内町の「現状、課題、その対応」などにつきましてご説明いたします。

資料3、参考資料の36ページをお開きください。市と2町の「国民健康保険平均被保険者数」、「平均世帯数」、「1人当たり保険税調定額」、「1人当たり保険給付額」の現状ですが、国に報告しております「平成17年度事業年報」をもとにした数字を記載したものであります。

次に、「国民健康保険税の賦課」につきましては、市と2町ともに医療給付費分、介護納付金分それぞれに、「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」の4つの方式により賦課をしております。市と2町では、税率、金額には若干の差異がありますが、医療給付費分と介護納付金分を合わせた1人当たりの課税額では、年間で最大約5,000円の開きがあります。このようなことから、国民健康保険税につきましては、「合併年度の翌年度から均一課税」といたしまして、合併日を含む年度の税率、賦課限度額につきましては「現行のとおり」といたしました。

次に、37ページをお開きください。「人間ドック、脳ドック受診補助事業」につきましては、疾病の早期発見、早期治療による被保険者の健康の保持、増進、医療費の適正化を目的として、市と2町ともに実施しております。市では、平成17年度に補助額を3万円から2万4,000円に下げ、対象者を1,000人から1,700人に拡大を図りました。補助額で差異がありますが、より多くの被保険者の皆様に受診していただくため、「宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

次に、「出産費、高額療養費貸付事業」につきましては、出産に要する費用や高額となった医療費の貸付を行い、被保険者の経済的負担を軽減するものであります。「出産費」につきましては、市と2町ともに30万円を支給しておりますが、宇都宮市と河内町が8割の貸付を行っている状況にあります。また、「高額療養費」につきましては、医療費が通常7万2,300円以上かかった場合に支給しておりますが、宇都宮市と上河内町が9割の貸付を行っている状況にあります。このようなことから、貸付割合につきましては、若干の差異はありますが、「宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

なお、38ページから39ページにかけ、参考として、既に合併した中核市の事例を記載しております。

以上で、「国民健康保険関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。議案第２３号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、皆様方にお諮りをいたします。議案第２３号「国民健康保険関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第２３号につきましては原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第２４号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔砂川住民部会長〕

議案第２４号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

コミュニティ関係事業の取扱いについては、本文中に記載があるとおり、「１ 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。」

「２ 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。」

「３ 自治会への補助金等については、平成２０年度から宇都宮市の制度に統一する。」

「４ コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく」ことといたしました。

引き続きまして、コミュニティ関係事業に関する宇都宮市、上河内町、河内町の「現状、課題と、その対応」などにつきましてご説明いたします。資料３、参考資料の４０ページをお開きください。

市と２町の「人口」、「世帯数」のほか、コミュニティに最も関連の深い「自治会の加入率」、「規模」等の現状を記載したものでございます。

次に、４１ページ、「自治会の連合組織」につきましては、現在、市と２町のそれぞれに設置されておりますが、今後は新市としての新たな「連合組織の設置に向けまして調整に努める」ことといたしました。また、「自治会長の身分」は、市におきましては任意団体の長であり、２町におきましては町の非常勤特別職という状況であります、「合併時には、宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う」ことといたしました。なお、単位自治会の活動や内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、「自治会への補助金等」につきましては、現在、市と2町のいずれにおきましても記載のとおり補助金を交付しておりますが、その内容には差異がございますので、「平成20年度から宇都宮市の制度に統一する」とこといたしました。また、「地域集会所建設補助」などにつきましても、対象となる施設、補助の割合や限度額等に差異がございます。さらには、「融資制度」、「家賃補助」につきましては宇都宮市のみの制度でありますことから、これらにつきましては、今後、「宇都宮市の制度を基準に調整する」とこといたしました。

次に、特徴のあるコミュニティ関連事項といたしまして、宇都宮市の「まちづくり組織」と河内町の「モデルコミュニティ」の現状を記載いたしました。

なお、44ページから45ページにかけて、参考として、既に合併した中核市の事例を記載しております。

以上で、「コミュニティ関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第24号につきまして、今、事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第24号「コミュニティ関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので、議案第24号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第25号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔砂川住民部会長〕

議案第25号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

環境・清掃関係事業の取扱いについては、本文中に記載があるとおり、「1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。」

「3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。」

「４ し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する」ことといたしました。

引き続きまして、環境・清掃関係事業に関する宇都宮市、上河内町、河内町の「現状、課題と、その対応」などにつきましてご説明いたします。参考資料の４６ページをお開きください。

「環境基本計画」につきましては宇都宮市のみが策定しておりますが、環境行政の根幹となるものでありますので、「市の計画を基準に、新市に移行後、速やかに調整する」ことといたしました。次に、「ごみ収集運搬事業」につきましては、市と２町におきましてごみの種類ごとの収集体制や収集頻度などが違いますことから、「市の制度を基準として、合併後、速やかに調整する」ことといたしました。

次のページ、４７ページになりますが、「し尿収集運搬事業」につきましては市と２町におきまして収集体制や手数料などが違いますことから、「合併後も当分の間、現行どおりとし、段階的に調整する」ことといたしました。

なお、４８ページに参考として、既に合併した中核市の事例を記載しております。

以上で、「環境・清掃関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第２５号について説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

ないようでありますので、お諮りをいたします。議案第２５号「環境・清掃関係事業の取扱いについて」、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。それでは、議案第２５号はご異議がありませんので、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第２６号「介護保険関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

保健福祉部会の部会長であります加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第２６号「介護保険関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

介護保険事業の取扱いについては次のとおりとする。「１ 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ 第３期介護保険事業計画（平成１８年度～平成２０年度）については，１市２町の第３期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。」

「３ 第１号被保険者の保険料については，合併年度は現行のとおりとし，合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。」

「４ 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については，合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する」ことといたしました。

それでは，引き続きまして詳細についてご説明をいたします。資料３，参考資料の４９ページをお開きください。

「現状・課題・対応」であります，「人口等」，「要支援・要介護認定者の数」，及び「介護給付基金残高」につきましては記載のとおりであります。

５０ページをお開きください。「１ 平成１８年度介護保険料」につきましては，標準の「第４段階」で比較いたしますと，最も高い河内町が年額４万５，６００円，ついで宇都宮市が４万４，７００円，最も低い上河内町が年額４万４，２００円となっております。

続きまして，「２ 納期」につきましては，普通徴収は宇都宮市と上河内町が８期，河内町が６期となっております。

最後に，市町村特別給付の「紙おむつ購入費の支給事業」につきましては，宇都宮市のみが実施しており，上河内町及び河内町においては一般会計の事業として類似の事業を実施しているところでありますが，「合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する」ことといたしました。

なお，参考として「先進事例」を記載しております。

以上で，「介護保険関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第２６号につきまして説明をさせていただきました。ご意見，ご質問等をいただきたいと思います。ございませんか。よろしいですか。

それでは，ないようでありますのでお諮りをいたします。議案第２６号「介護保険関係事業の取扱いについて」，原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので，議案第２６号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして，議案第２７号「保健衛生関係事業の取扱いについて」，事務局の説明をお願いします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

それでは、議案第２７号「保健衛生関係事業の取扱いについて」、ご説明をいたします。

保健衛生関係事業の取扱いについては次のとおりとする。「１ 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「３ 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町・河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。」

「４ 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する」ことといたしました。

続きまして、詳細についてご説明をいたします。資料３の参考資料５３ページをお開きください。

初めに、乳児健康診査につきましては、宇都宮市においては「個別健診」で、２町においては「集団健診」で実施しておりますが、統一した基準での実施に向けて、「原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

次に、５４ページの「成人健康診査事業」につきましては、検査項目によりましては集団、個別の実施手法や、住民の自己負担額に違いがありますが、公平性、市民サービスの向上を十分考慮し、「原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」こととし、上河内町、河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施方法について対応策を検討してまいります。

次に、５５ページの「健康づくり事業」、「子育て支援事業」、及び「献血関連事業」につきましては、記載のとおりそれぞれの市町におきまして事業に取り組んでおり、これらの取扱いにつきましては「宇都宮市の制度に統一する」ことといたしました。

なお、参考として「先進事例」の記載をしております。

以上で、「保健衛生関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。事務局から議案第２７号につきましてご説明をさせていただきましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでありますので、皆様にお諮りをいたします。議案第２７号「保健衛生関係事業の取扱いについて」、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がないようでありますので、議案第27号につきまして、は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第28号「学校教育関係事業の取扱いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局〔渡辺教育部会長〕

教育部会の部会長であります、宇都宮市教育委員会教育次長、渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第28号「学校教育関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

学校教育関係事業の取扱いについては、下の段の「1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。」

「2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。」

「3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む」といたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の57ページをお開きください。

中ほどに記載の「1、学校の通学区域」につきましては、宇都宮市におきましては平成16年4月に通学区域の見直しを行いましたので、現時点においては見直しの予定はございません。合併後は、宇都宮市の方針に基本的に統一いたしますが、通学区域の見直しの検討に当たりましては、地域コミュニティ活動や通学距離などへの配慮が必要であることから、「新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する」といたしました。

次に、「2の学校給食」につきましては、宇都宮市と河内町が「自校調理方式」、上河内町におきましては「共同調理方式」で実施していること、また給食費の算定方法につきましては、現在、各市町により異なっていることから、「各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ」、また給食費の算定方法については「新市に移行後も当分の間、現行どおりとする」といたしました。

58ページをお開きください。次に、「3の学校の校舎及び体育館の耐震診断」につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準を適用した設計で建設された建物について、平成12年度から各市町それぞれに学校の校舎及び体育館の耐震診断を実施しておりますが、建築年次や耐震診断の結果等をもとに整備基準の調整が必要であることから、簡易耐震診断未実施校について、「合併後、早期に簡易耐震診断を実施し、その結果をもとに宇都宮

市の施設整備に組み込む」ことといたしました。

なお、参考として、既に合併した市の事例を記載しております。

以上で、「学校教育関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第２８号につきまして事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

ありませんので、皆様にお諮りをいたします。議案第２８号「学校教育関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第２８号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第２９号「社会教育関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いします。

事務局〔渡辺教育部会長〕

議案第２９号「社会教育関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

社会教育関係事業の取扱いについては次のとおりとする。「１ 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。」

「２ 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う」ことといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の６１ページをお開きください。

１の社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度につきましては、「（１）社会教育団体」においては、「子ども会連合会」、「ＰＴＡ連合会」などは各市町とも補助を行っております。

また、「（２）の文化スポーツ団体」につきましては、「文化協会」、「体育協会」に対し各市町とも補助を行っておりますが、それ以外の団体等への補助につきましては宇都宮市と各町との間に対応が異なっております。

このようなことから、各市町により支援団体の種類や支援内容に違いがあり、補助の公

平，公正を期する必要があることから，また同様の団体の統合など調整が必要であることから，「宇都宮市の基準によるとともに，対象団体の統合に努める」といたしました。

62ページをお開きください。「2の社会教育及び文化スポーツのイベント等」につきましては，「（1）生涯学習・社会教育」，「（2）文化スポーツ」において，各市町とも同様の内容の事業や，地域性に応じた独自の事業を展開しております。新市移行後は，地域間格差のない事業を展開する必要があるため，類似事業の整理統合が必要であります。一方，「地域性に応じた事業実施が望ましいもの」については，地域主体で実施していくことも必要であることから，「合併時に整理統合し一元化する」。「地域性が強く，実施の必要性が高い事業」については，「地域行政機関または団体が行う」といたしました。

なお，参考として，既に合併した市の事例を記載しております。ご参照ください。

以上で，「社会教育関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

議案第29号について説明をさせていただきました。ご意見，ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

ないようでございますので，お諮りをいたします。議案第29号「社会教育関係事業の取扱いについて」，原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので，議案第29号につきましては原案のとおり決定をいたします。

次に，会議次第6，その他に移らせていただきます。

まず，委員の皆様方から何かございますでしょうか。五月女委員，よろしくお願いいたします。

五月女委員

法定協議会ですが，これで2回目ですね。今回で2回目の宇都宮地域合併協議会が開かれたんですが，1回目，2回目というのはまださわりの部分が多いと思います。各委員による質問とか意見，今まで資料が来たのが1日，2日前なんです。1回目も同じ，2回目も同じです。これから3回，4回，5回と予定されていますが，最低でも5日間か6日間，検討をしたり，資料を見ますもので，勉強期間を置いてもらいたい。これは事務局に強い要望でお願いしたいと思います。そうすれば，お互いに資料関係，全部読みますもので，質問とか意見がもっと出ると思います。これは要望ですけども，よろしくお願いいたします。

たいと思います。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは，事務局のほうでお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ただいまのご意見につきまして，日程が，１０月末，あるいは１１月初日ごろには県への合併の申請を行っていかねばいけないという中で，日にちが非常に限られてございます。合併協議会につきましては会長，副会長のスケジュールをもとに開催の調整をさせていただいておるところでございますが，協議会の前に幹事会を開きまして内容について協議をすることとなっております。そういった日程をいろいろ調整いたしまして，非常にご迷惑というか，前日にお届けするような状態になっているのが現状でございます。今後はできるだけ早目に資料を作成いたしまして，少しでも早くお届けするように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ほかにございますでしょうか。佐々木委員，よろしくお願いいたします。

佐々木委員

私なりに感じたことをちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが，先日，河内町と上河内町がどんなところなのか見てきました。すばらしいところなので驚きました。再認識をいたしました。ほんとうに環境の違うところに住んでいる人たちが，ある決められた環境の中で生活をする場面になってくるときに感じたことは，言葉をしっかりと発表しないと，いわゆる行政の言葉を市民はどのようにとらえるかということの大切さをつくづく感じました。

きょうの読売新聞にも，プールのことで調査依頼の文書の誤解があったと。ある一つの表現で「金網」と表現したために，全部かぶせている状態であったので回答率はゼロであった，しかし金具であるということでもう一度調査の依頼をしたところ，１１９カ所のプールで異常があった。

こういうように，これから合併を進めていく上においては十分に言葉に注意しないと，３８度線ではありませんけれども，もうこれからバックギアに入れるわけにはいきませんので，ぜひそういうところのご検討を，考えながら進めていくべきかなという感じを持ちながらドライブをして参りました。

以上です。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。今、ご指摘のとおり、きちんと１市２町がそれぞれ、この会議はもとより、各市民、町民の皆さんが１００％理解できるような気持ち、心がけをこれからも、文書のみならず、あらゆる面でこれから持っていかなければならないと深く感じたところでございます。ご指摘ありがとうございます。

ほか、ありますでしょうか。

なければ、事務局から何か報告事項ありますか。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご連絡を１ついたします。次回、第３回の合併協議会の日程でございます。第３回は９月１日金曜日になります。９月１日金曜日の午前１０時から、会場は宇都宮市役所１４大会議室で開催したいと思います。ご予約のほどよろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局から、今後のスケジュール、第３回合併協議会の日程を供させていただきました。そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回第３回も、残暑大変厳しい中ではありますがありますけれども、ご出席のほどよろしくお願いいたします。五月女委員からご指摘ありましたように、なるべく早く資料等を配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第２回宇都宮地域合併協議会を終了とさせていただきます。今後も、具体的な協議が多くなってまいります。委員の皆様方におかれましては、大変暑い中ですが、体調に十分留意をされまして、引き続き新市まちづくりのためにお力添えを賜りますよう心からお願いをいたしまして、議長役を降ろさせていただきたいと思っております。

本日は、長時間にわたりまして、ご協議まことにありがとうございました。

午後３時１６分 閉会

— 了 —